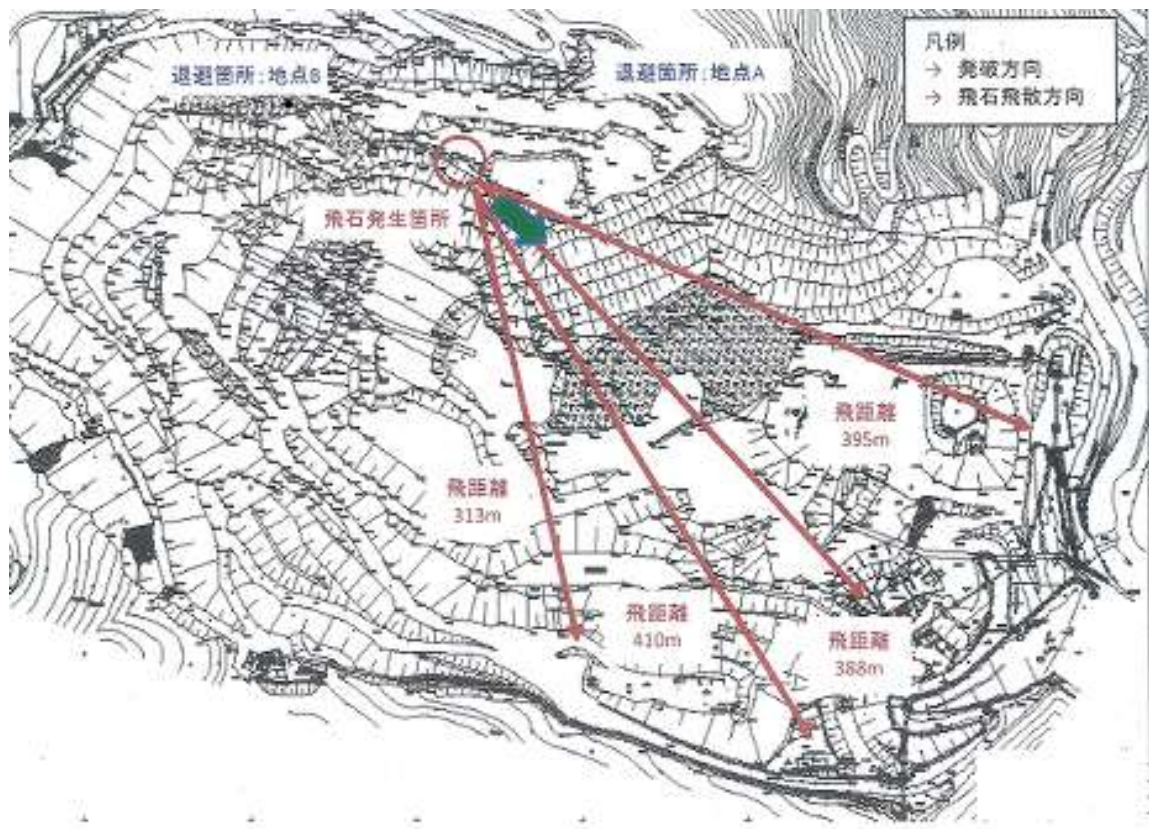


災害等情報（詳報）

鉱 種： 石灰石	鉱山の所在地： 岡山県					
災害等の種類： (坑外)発破又は火薬類のため	発生日時： 平成30年1月29日(月) 16時00分頃	罹 災 者 数	死 —	重 —	軽 —	計 —
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： —						
罹災程度： —						
朝8時のミーティングにおいて、発破予定箇所、発破時間及び退避箇所を周知し、8時30分頃に担当スタッフ及び装薬担当で露天採掘場内の399mL切羽の発破箇所の発破孔を選定・マーキングをした。13時頃に穿孔が終了し、13時30分頃から15時頃まで装薬を行った。16時頃、発破(穿孔長7.5m×9孔、いずれも縦孔)を行ったところ、異常音があった。 その後、採鉱詰所に駐車してあった協力会社社員の車両3台破損、第2プラントの1次スクリーン建屋貫通等の物損の報告があり、飛石の発生を確認した。社有地内を確認したところ、鉱石が南東方向に飛散し、最長水平飛距離は約410mであった。						
【原因】 L型部分のベンチ発破を行う際、発破孔の設定時に孔口で最小抵抗線及び孔間隔を確認していたが、孔尻の推定位置は確認不足であったため、孔尻の穴間隔が狭くなり、飛石が発生したものと考えられる。						
【対策】 1. 発破作業に関する作業標準書の見直し。(発破設計・穿孔・装薬における注意事項及び確認手順、記録方法) 2. 発破時の退避及び警戒方法に関する作業手順書の見直し。(具体的な退避及び警戒方法等を明記) 3. 発破関連作業の再教育を実施する。						
【参考情報等】 ○発破前には、発破設計どおり穿孔、装薬しているか確認しましょう。 ○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。 <鉱山保安法令> ・火薬類の取扱い(鉱山保安法施行規則第13条) <火薬類取締法令> ・発破の遵守事項び電気発破(火薬類取締法施行規則第53及び第54条)						
【お問い合わせ先】 中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 岩井、久保 電話番号 082-224-5755						



災害発生箇所位置図



プラントの1次スクリーン建屋屋根破損(○印)



車両(バンパー)破損状況(○印)